

個別公共事業の評価書（ダム事業）その3

平成24年7月23日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成23年9月30日改正）及び平成24年度国土交通省事後評価実施計画（平成24年3月30日最終変更）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成24年度予算に係る評価として、ダム関係の3事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ（<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

事業評価関連リンク（http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	津川 祥吾

事業名 ()内は 方法を示す。*	評価項目		評価を行う過程において使用した資料等	担当部局	
	費用便益分析				費用便益分析以外の主な評価項目
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	・事業費 ・維持管理費	・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合)	・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・地域開発の状況 ・地域の協力体制 ・河川環境等をとりまく状況 等	・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計等	水管理・国土保全局

※費用便益分析に用いる便益の把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要とされる費用によって評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

平成24年度予算に係る再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	直轄事業等					1	1	1			
	補助事業					2	2		2		
合 計		0	0	0	0	3	3	1	0	2	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

平成24年度予算に係る再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】

(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析		費用:O (億円)	B/O	貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益:B(億円)	便益の内訳及び主な根拠						
足羽川ダム建設 事業 近畿地方整備局	その他	982	1,104	【内訳】 被害防止便益:1,080億円 残存価値:24億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:221戸 年平均浸水軽減面積:24ha	856	1.3	平成16年7月の福井豪雨では死者・行方不明者5名、床上浸水3,314戸、床下浸水10,321戸などの甚大な被害が発生しているほか、昭和23、28、34、36、40、50、56年、平成10年などに浸水被害が発生している。 ①事業の必要性等に関する視点 ・九頭竜川流域は、福井、岐阜の両県にまたがり、流域内人口の約4割が集中する福井市を抱え、流域市町村人口の近年10か年の推移では、流域内人口はやや減少傾向にあるが、ほぼ同水準で推移している。 ・現在、調査・地元説明段階であり、平成24年3月末現在で進捗率は約16%(事業費ベース:総事業費約982億円に対して) 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、九頭竜川水系河川整備計画策定時における足羽川ダム建設事業の総事業費等について最新のデータ等で点検を行った結果、平成22年度以降を想定した残事業費は、約841億円であることを確認するとともに、完成までの工期については、工事用道路の工事着手から約13年間が必要であることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 ②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 【目的別の検討】 「洪水調節」 ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、7案の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。 【検証対象ダムの総合的な評価】 ・目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 (1)洪水調節の目的について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「ダム案(足羽川ダム)」である。 (2)足羽川ダムは、洪水調節のみを目的とする洪水調節専用(流水型)ダムであることから、目的別の総合評価結果(洪水調節)を総合的な評価の結果とする。 (3)これらを踏まえると、総合的な評価の結果として、最も有利な案は「ダム案(足羽川ダム)」であると評価した。	継続	水管理・国土 保全局治水課 (課長 森北 佳昭)	

※1:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

(補助事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析		費用:O (億円)	B/O	貨幣換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)
			貨幣換算した便益:B(億円)	便益の内訳及び主な根拠						
黒沢生活貯水池 整備事業(※1) 長野県	その他	150	-		-	-	・黒沢川等では、近年でも平成11年に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては、昭和20年10月の洪水においては家屋流出1戸、破損3戸、浸水家屋108戸(万水川)、昭和36年6月の洪水においては浸水家屋16戸(万水川)、昭和36年9月の洪水においては家屋全壊1戸、半壊41戸(万水川)、昭和40年8月の洪水においては浸水戸数12戸(万水川)、昭和58年9月の洪水においては浸水戸数13戸(黒沢川)、平成11年6月の洪水においては家屋全壊1戸(黒沢川)の洪水被害が発生している。 ・また、漏水被害については、かんがい取水を中心に、過去に何度も漏水被害が生じており、特に平成9、11年には取水制限及び利用者間の調整が行われている。	①事業の必要性等に関する視点 ・平成13年2月に知事が「脱ダム」宣言を発表したことを受けて、平成13年3月に公布された条例に基づき設置された「長野県治水・利水ダム等検討委員会」の答申(ダム事業を中止)を受け、平成15年9月から「黒沢川流域協議会」において、ダムによらない治水・利水対策の検討を行い、平成23年9月に黒沢川流域協議会より長野県に対して「黒沢川流域における総合的な治水及び利水に関する提言書」が提出された。 ・黒沢川では、近年、農業用水必要量は減少傾向。また、ダム計画時より、河川流況が改善している。 ・水道用水の供給地域である安曇野市は、平成17年10月に3町(明科町、豊科町、穂高町)2村(三郷村、掘金村)が合併し安曇野市が誕生した。安曇野市は合併に伴い、5つある上水道事業を1つに統合し、持続可能な水道事業を実現するため、平成21年3月に「安曇野市水道ビジョン」を策定し、「三郷地域の水道水源を黒沢川から地下水に転換」する方針を決定した。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・当面進捗する見込みはない。 ③コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 ・ダム案と他の治水対策案との経済比較の結果、調節池による治水対策案が経済的。 ・流水の正常な機能の維持においては、黒沢生活貯水池によって必要量を確保する緊急性は低いと判断。 ・安曇野市が、水道ビジョンにより、「三郷地域の水道水源を黒沢川から地下水に転換」の方針を決定。	中止	水管理・国土 保全局治水課 (課長 森北 佳昭)
駒沢生活貯水池 整備事業(※1) 長野県	その他	60	-		-	-	・駒沢川では、近年でも平成11年に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては昭和57年9月の洪水においては3戸、昭和58年9月の洪水においては5戸の浸水被害等が発生している。 ・また、漏水被害については、かんがい取水を中心に、過去に何度も漏水となり、特に平成2.6年にはかんがい用のため池が枯渇し、深刻な状態となった。	①事業の必要性等に関する視点 ・平成13年2月に知事が「脱ダム」宣言を発表したことを受けて、平成13年3月に公布された条例に基づき設置された「長野県治水・利水ダム等検討委員会」の答申(ダム事業を中止)を受け、平成16年9月から「駒沢川流域協議会」において、ダムによらない治水・利水対策の検討を行い、平成23年3月に駒沢川流域協議会より長野県に対して「ダムによらない治水・利水対策を求める提言書」が提出された。 ・駒沢川では、近年、農業用水必要量は減少傾向。また、ダム計画時より、河川流況が改善している。 ・水道用水の供給地域である辰野町より、地下水源の開発により必要量を確保する意向が示された。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・当面進捗する見込みはない。 ③コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 ・ダム案と他の治水対策案との経済比較の結果、河川改修による治水対策案が経済的。 ・流水の正常な機能の維持においては、駒沢生活貯水池によって必要量を確保する緊急性は低いと判断。 ・辰野町が、駒沢地区において新たな地下水源を確保し、駒沢配水池と接続することにより、安定的に供給を目指し、駒沢地区で今後地下水調査(電気探査、試掘調査)を行って必要量を確保する意向が示されている。	中止	水管理・国土 保全局治水課 (課長 森北 佳昭)

※1:「検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合」として、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5.2に基づき、従来からの手法等によって検討を実施。

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (補助事業)	<small>くろさわ</small> 黒沢生活貯水池整備事業 長野県 <small>あづみのし</small> (長野県安曇野市)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>
ダム事業 (補助事業)	<small>こまざわ</small> 駒沢生活貯水池整備事業 長野県 <small>かみいなくんたつのまち</small> (長野県上伊那郡辰野町)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>

※1：「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2：社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。